

今後検討を要する課題及び検討体制について（案）

○具体的な制度設計の検討課題

① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。

また、新たな行政需要を国、道州、市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。

② 税財政制度のあり方

道州制が導入された場合、国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。

③ 大都市圏との関係

道州制が導入された場合、道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままよいのか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。

④ 市町村との関係

道州制が導入された場合、市町村の役割はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。

⑤ 住民自治のあり方

道州制が導入された場合、「住民自治」を担保するために、どのような仕組みが必要か。

⑥ 首長・議会議員の選出方法

道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。（住民の直接選挙、議会において選出等）

また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）

⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化

道州が、その担う事務について広範に条例を制定できるようにするためには、どのような課題があるか。条例を我が国の法体系の中でどのように整理すべきか。

⑧ 道州の組織・機構のあり方

道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方をどうするか。

○各課題の検討体制

- ① 検討体制については、道州制特別委員会の中にテーマごとの小委員会を設け、各小委員会が同時並行的にそれぞれのテーマについて議論し、知事会としての見解をまとめていくこととしてはどうか。
- ② 特に地方分権推進特別委員会との関係において、同委員会の所掌分野と重複するものについては、同委員会内の既存の小委員会で検討することも考えられるのではないか。